

保育所・放課後児童クラブ

平成26年度入所児童募集



問

児童家庭課

(市役所1階⑥番窓口)
☎ 23-3333-1

保育所：保育係 (☎内線 318・324)

放課後児童クラブ：

児童家庭係 (☎内線 317)

保育所と放課後児童クラブの平成26年度入所児童を募集します。
入所を希望されるお子さんの保護者の方は、期間内に担当課にお申し込みください。(入所の決定は、先着順ではありません)

新しく、保育所・放課後児童クラブにお申し込みされる方へ

申込書類配付期間

1月6日(月)～28日(火)

(土・日・祝日を除く)

配付場所 児童家庭課

保育所

申込期間

1月31日(金)～2月2日(日)

申込場所

子育て支援センターえがお

放課後児童クラブ

申込期間

1月22日(水)～28日(火)

申込場所

●児童家庭課

(土曜日の午後、日・祝日を除く)

●大滝総合支所

(土・日・祝日を除く)

既に、保育所・放課後児童クラブを利用していらっしゃる方へ

既に、保育所・放課後児童クラブを利用していらっしゃる世帯には、各施設を通じて申込書をお渡します。

申込期間

1月22日(水)～28日(火)

申込場所

●児童家庭課

(土曜日の午後、日・祝日を除く)

●大滝総合支所

(土・日・祝日を除く)



虹の橋保育園

< 募集保育所・放課後児童クラブ >

保育所	ひまわり保育所 (旭町) つつじ保育所 (舟岡町) くるみ保育所 (末永町) 大滝保育所 (大滝区本郷町) 伊達保育所 (大町) ふたば保育所 (山下町) うす保育所 (有珠町) 虹の橋保育園 (舟岡町)	放課後 児童クラブ	うめのご児童クラブ(伊達小学校区) やまびこ児童クラブ(東小学校区) ほしのご児童クラブ (伊達西小・ 関内小学校区) ながわ児童クラブ (長和小学校区) まれふ児童クラブ (稀府小学校区) うす児童クラブ (有珠小学校区) おおたき児童クラブ(大滝小学校区)
-----	---	--------------	---

市では、「子ども・子育て支援事業」に関する利用者ニーズ調査を行います。

「子ども・子育て支援事業」に関する
利用者ニーズ調査

この調査は、来年度策定する「仮称」伊達市子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれる子育て支援事業などが、どれくらい必要とされているかを把握するためのものです。
調査の集計結果は、広報紙や市のホームページで公表する予定です。
で、皆様のご協力をお願いします。
調査期間 12月中旬～1月中旬

対象

●市内在住で未就学児がいる世帯

●放課後児童クラブを利用している世帯

(それぞれの対象世帯で調査内容は異なります)

内容 教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望など

実施方法 対象世帯に調査票を郵送します。(放課後児童クラブを利用している世帯には、クラブを通して配布します) 同封の返信用封筒でご返送ください。

問 児童家庭課保育係

(市役所1階⑥番窓口 ☎内線 318・324)

もう乗りましたか？/
会員制相乗りタクシー

愛のリタクシー

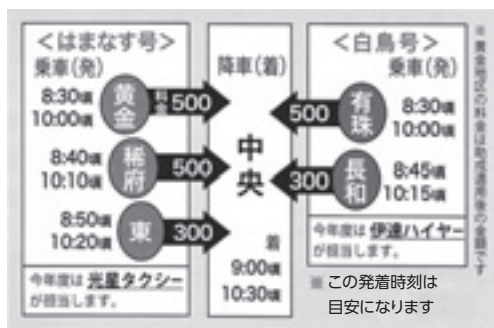
問 商工観光課商工観光係
(第2庁舎 ☎23-3331 内線533)



愛のリタクシーは、高齢者の皆さんが安全で快適に街の中を移動できるようにと平成18年に始まった「会員制の相乗りタクシー」です。
今回は、通常の「愛のリタクシー」よりお得に利用できる「ジャンボタクシー定時便」の利用方法をご紹介します。

ジャンボタクシー定時便とは

通常の愛のリタクシーと違い、定時便は発着時間が決まっています。利用時間をその発着時間に合わせるだけで、料金が通常便の約半分まで利用できます。しかも、通常便と同じで、家の前までお迎えにあがり、指定の場所までお送りします。大型車両なので、ほかの利用者と乗り合わせてもゆったりと乗ることができません。



利用したい!と思ったら

愛のリタクシーは会員制ですので、事前の登録が必要です。

60歳以上で、自分で乗り降りができる方ならどなたでも会員になることができます。

登録手続き

場所 伊達商工会議所

登録手数料 千円

持ち物 年齢が確認できる証明書
(保険証・運転免許証など)

予約方法

電話などで各タクシー会社に連絡してください。ご利用日の前日かご利用希望時間の1時間前までには予約をお願いします。

※日曜日は、当日予約はできません
予約先

光風タクシー(有) ☎23-0101

(株)伊達ハイヤー ☎22-1880

受付日時

●前日までの予約

日～金曜日※祝日含む

午後1時～6時

●当日予約

月～土曜日※祝日除く

午前7時～9時(定期便)

午前7時～午後5時(通常便)

※詳しくはお問い合わせください

「商工観光課からのお知らせ」
市勤労者生活資金貸付制度

貸付対象者

① 市内在住の勤労者で20歳以上60歳以下の方

② 市税の滞納がない方

③ 前年の給与収入が200万円以上400万円以下の方

④ 生活保護・年金世帯でない方

⑤ 伊達信用金庫で定める融資の要件をすべて満たす方

貸付金条件

① 資金の用途 生活資金

② 貸付限度額 50万円

③ 償還期間 5年以内

④ 償還方法 元利均等返済

⑤ 保証人 連帯保証人(1名)

⑥ 貸付金 1世帯あたり1件

⑦ 金利 2.625%(今年度貸付分)

※貸付枠の範囲内での貸し付け
融資の流れ

融資を受けるためには、市から斡旋を受けることが必要です。

担当に斡旋申込書を提出してください。

貸付要件に該当するときに斡旋承認通知書を交付しますので、その通知書を持参し、伊達信用金庫で借入れの申し込みを行ってください。

問 商工観光課商工観光係

(第2庁舎 ☎23-3331 内線534)